

名誉会員選出細則

(平成19年6月22日制定、平成22年11月1日改定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款第6条第4号に基づき、名誉会員選出に関して必要な事項を定める。

(国内の名誉会員)

第2条 国内の名誉会員は、原則として60歳以上の者で、次の各号に掲げる基準の何れかに該当する者とする。

- (1) 理事長経験者
- (2) 本会の理事、監事、各種委員会委員長、学術大会大会長等を経験し、かつ代議員を10年以上委嘱された者
- (3) 緩和医療に関する著しい学問的・社会的業績を上げ、本法人に貢献した個人または団体

(国外の名誉会員)

第3条 国外の名誉会員は、次の各号に掲げる基準のすべてに該当する者とする。

- (1) 国際交流上、重要と思われる緩和医療研究者
- (2) 本法人における講演等の実績を有する者
- (3) 本法人会員の臨床及び研究の指導実績を有する者
- (4) 原則として60歳以上の者

(名誉会員の推薦)

第4条 代議員は、所定の様式により、名誉会員を推薦することができる。

2. 所定の様式は、次のとおりとする。

- (1) 推薦書
- (2) 被推薦者の署名入り履歴書
- (3) その他、理事長が必要と認める書類

(名誉会員の承認)

第5条 理事長は、毎年12月末日までに名誉会員の推薦を受け付けるものとする。

2. 理事長は、被推薦者の承認を理事会で受ける。

(名誉会員の恩典)

第6条 名誉会員には次の恩典が与えられる。

- (1) 総会での称号の授与
- (2) 会費が免除される恩典

(死後の授与)

第7条 死後の授与については、理事長が理事会に諮り決定する。

(名誉会員の英文標示)

第8条 名誉会員の英文標示は、Honorary Member of Japanese Society for Palliative Medicine とする。

(細則の変更)

第9条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。